

# [指定居宅介護支援事業所 サンホーム竹原] 重要事項説明書

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 梅行会  
(2) 法人所在地 茨城県小美玉市竹原405-6  
(3) 電話番号 0299-47-1526  
(4) 代表者氏名 理事長 木村 定行

## 2. 指定居宅介護支援事業所 サンホーム竹原の概要

- (1) 居宅介護支援の指定番号およびサービス提供地区

事業所名	指定居宅介護支援事業所 サンホーム竹原
所在地	茨城県小美玉市竹原405-6
電話番号	0299-49-1929
介護保険指定番号	茨城県 0873100994

サービスを提供する地域 小美玉市、石岡市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

- (2) 同事業所の職員体制

	資格者	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1	1		業務の総括
介護支援専門員	2	1	1	要介護者のケアマネジメント業務

営業日：月曜日から土曜日間とする。(祝日を含む。)

ただし、年末年始の12月31日から1月3日までを除く。

営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 指定居宅介護支援事業所の提供を求められたときには利用者の被保険者証により被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定の有効期間を確かめる。
- ② 要介護認定の申請が行なわれているか確認し、行なわれていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行なわれるよう必要な援助を行う。
- ③ 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する一か月前に行なえるよう必要な援助を行う。

- ④ 要介護認定等を受けた者の居宅サービス計画の作成を利用者、若しくはその家族の意思を尊重して医療保険サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、被保険者の承認を得て、総合的かつ効果的に行い、サービスの提供の手続きを行う。
- ⑤ 利用者の相談を受ける場合は、居宅及び当該事業所とする。

**\*平成 30 年度介護報酬改定により、下記の事項が変更・追加になりました。**

- ① 管理者の条件が介護支援専門員から主任介護支援専門員となります。  
(ただし、経過措置として 3 年 (令和 9 年 3 月 31 日まで) は介護支援専門員でも可能とします。)
- ② 利用者はサービス提供事業所を複数紹介するよう介護支援専門員へ求めることができます。また、サービス提供事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由についても介護支援専門員に求めることができます。  
(介護支援専門員は利用者に対して、サービス提供事業所について複数紹介し、利用者の選択のもとサービスを調整致します。)  
(利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業所のみを居宅サービス計画に位置付けることは適切ではなく、利用者の意思、アセスメント等を勘案して居宅サービス計画を作成する。)
- ③ 訪問介護 (生活援助主体のもの) について、国が定める回数を超える居宅サービス計画を作成する場合には、保険者に居宅サービス計画書を届け出なくてはならない。  
(平成 30 年 10 月 1 日から施行。)
- ④ 利用者が入院する場合には担当の介護支援専門員の氏名、連絡先等を入院先医療機関に提供しなくてはならない。(介護支援専門員は利用者によるその旨を依頼すること。)
- ⑤ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、利用者の同意のもと介護支援専門員から主治医、歯科医師、薬剤師に情報伝達しなくてはならない。
- ⑥ 利用者が訪問看護、通所リハビリ等の医療系サービスを利用する場合には、介護支援専門員は主治医等の意見を求めるとともに、作成した居宅サービス計画書を主治医等に交付しなくてはならない。

**\*令和 3 年度介護報酬改定により、下記の事項が追加になりました。**

- ① ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について、利用者へ説明を行なうとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。

\*前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。

\*前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合。

上記について、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りになります。（\*別紙参照）

※令和6年度介護報酬改定により、上記について変更がありました。

上記内容について、利用者又はそのご家族に対して説明を行い、理解を得るように努めなければいけない。（義務から努力義務に変更。）

**\*令和6年度介護報酬改定により、下記の事項が追加になりました。**

① 業務継続計画について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する。

\*感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定をすること。

\*当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

② 高齢者虐待防止措置について

虐待の発生又はその再発を防止する。

\*虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

\*虐待の防止のための指針を整備すること。

\*従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

\*上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

虐待に関する担当者	管理者 延島 つぶら
-----------	------------

③ 身体的拘束等の適正化について

身体的拘束等について、更なる適正化を図る。

\*利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

- ④ 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入について
- 利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について、貸与と販売の選択制を導入する。
- 具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担を抑えられる者の割合が高い、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）及び多点杖を対象とする。
- \* 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行う。
- \* 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後 6 月以内に少なくとも 1 回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行う。
- \* 特定福祉用具販売について、洗濯制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認する。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努める。
- ⑤ ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化について
- 退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始することを可能とする観点から介護支援専門員が居宅サービス計画に通所リハビリ、訪問リハビリを位置付ける際に意見を求めることとされている「主治の医師等」に入院中の医療機関の医師を含むことを明確化する。
- ⑥ テレワークの扱いについて
- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化する。
- ⑦ 介護支援専門員一人当たりの取扱件数について（報酬）
- 当事業所では居宅介護支援費（Ⅰ）を算定しております。
- （ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ事務職員を配置している場合は（Ⅱ））
- 現行の 40 未満から 45 未満に変更。(i)
- ※ (ii) 40 以上 60 未満を 45 以上 60 未満に変更。（当事業所は算定なし。）
- ※ (iii) 60 以上は変更なし。（当事業所は算定なし。）
- 指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、現行の 2 分の 1 から 3 分の

1 を乗じて件数に加えることに変更。

⑧ 介護支援専門員一人当たりの取扱件数について（基準）

基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準については、下記の通りとなります。

\*原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。

（居宅介護支援費（Ⅱ）算定事業所は49、その端数を増すごとに1。）

## 4. 利用料金

### （1）利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担の必要はありません。

※ 保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、一か月につき要介護度に  
応じた料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。  
このサービス提供証明書を後日関係自治体の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを  
受けられます。

※居宅介護支援費（Ⅰ）（i）（当事業所が算定）

要介護1・2・・・・・・・・10,860円

要介護3・4・5・・・・・・・・14,110円

\*加算要件により、下記の加算を算定する場合がございます。

**初回加算**・・・・・・・・3,000円

加算要件：新規にケアプランを策定した場合。

要介護度区分が2段階以上の変更認定を受けた場合。

**入院時情報連携加算（Ⅰ）**・・2,500円（月に1回まで）

加算要件：利用者が病院・診療所に入院した日のうちに当該病院・診療所の職員  
に対し、利用者の必要な情報を提供をした場合。

**入院時情報連携加算（Ⅱ）**・・2,000円（月に1回まで）

加算要件：利用者が病院・診療所に入院した翌日、又は翌々日に当該病院・診療  
所の職員に対し、利用者の必要な情報を提供した場合。

**退院・退所加算（Ⅰ）イ**・・4,500円（入院・入所期間中1回まで）

加算要件：病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設または介護保険施設の  
職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法に  
より1回受けた場合。

**退院・退所加算（Ⅰ）ロ**・・6,000円（入院・入所期間中1回まで）

加算要件：イにおける情報提供をカンファレンスにより1回受けた場合。

**退院・退所加算（Ⅱ）イ**・・・6,000円（入院・入所期間中1回まで）

加算要件：（Ⅰ）イにおける情報提供を2回以上受けた場合。

**退院・退所加算（Ⅱ）ロ**・・・7,500円（入院・入所期間中1回まで）

加算要件：（Ⅱ）イにおける情報提供のうち1回以上はカンファレンスにより受けた場合。

**退院・退所加算（Ⅲ）**・・・9,000円（入院・入所期間中1回まで）

加算要件：（Ⅰ）イにおける情報提供を3回以上受け、うち1回以上はカンファレンスにより受けた場合。

**通院時情報連携加算**・・・500円（1月に1回まで）

加算要件：利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師に対して当該利用者への心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。

**緊急時等居宅カンファレンス加算**・2,000円（1月に2回まで）

加算要件：病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。

**ターミナルケアマネジメント加算**・4,000円

加算要件：

- ① 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。
- ② ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保、かつ必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備。

**特定事業所医療介護連携加算**・1,250円

加算要件：前々年度の3月から前年度の2月までの間において、ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している場合。

## （2）交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域（小美玉市、石岡市）

お住まいの方は無料です。

※ それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要となります。

通常の実施地域を越えてから、片道1kmあたり20円いただきます。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

## 5. 当法人の居宅介護支援事業所の特徴等

(1) 運営の方針

1. 利用者が要介護状態となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行なうものとする。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとする。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行なうものとする。

(2) 居宅サービス計画の作成

A. 居宅サービス計画の作成

**【居宅サービス計画の担当配置】**

(イ) 介護支援専門員は居宅サービス計画の作成に関する業務を行なう。

**【利用者等への情報提供】**

(ロ) 居宅サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能にするように支援する。

(ハ) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に当って利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握する。

**【課題分析票について】**

(ニ) 課題分析票（アセスメントシート）は、包括的自立支援プログラムを使用し利用者の分析にあたる。

**【居宅サービス計画の原案作成】**

(ホ) 介護支援専門員は、利用者、家族の希望ならびに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提案する上で留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

**【サービス担当者会議】**

(ヘ) 介護支援専門員は、サービス担当者会議を当該事業所において開催し、当該居宅サービス計画の原案内容について、各担当者の専門的な見地から意見を求めるものとする。

**【利用者の同意】**

(ト) 介護支援専門員は、利用者又はその家族に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

**B. サービスの実施状況の継続的な把握、評価**

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行なうことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、月1回以上、居宅を訪問し、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他便宜の提供を行う。

**C. 介護保険施設の紹介等**

(イ) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行なう。

(ロ) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は、退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

**(3) サービス利用のために**

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください。
調査（課題把握）の方法	－	包括的自立支援プログラム
介護支援専門員への研修	有	随時研修を実施しています。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合、解約料金	無	前期4の(3)参照
サービス実施記録の閲覧	有	契約書第10条第2項参照

## 6. 秘密の保持について

事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

また、この秘密を保持する義務は、居宅介護支援契約が終了した後も継続します。

## 7. 事故発生時の対応について

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 8. ハラスメントの防止について

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第11条 第1項 及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第30条の2 第1項 規定に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

(2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。

\*介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力

(直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為)

\*介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力

(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)

\*介護支援専門員その他従業者に対するセクシャルハラスメント

(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等)

## 9. サービス内容に関する苦情

### ① 当事業所お客様相談・苦情

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 (担当者)

介護支援専門員

延島 つぶら

電話 0299-49-1929

※ 月～土 8:30～17:30

② 行政機関その他苦情受付機関

小美玉市役所介護福祉課	所在地	小美玉市上玉里1122
	電話番号	0299-48-1111
	受付時間	8:30~17:15 (平日)
石岡市役所介護保険室	所在地	石岡市石岡一丁目1番地1
	電話番号	0299-23-1111
	受付時間	8:30~17:15 (平日)
国民健康保険団体連合会	所在地	水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館内
	電話番号	029-301-1565
	FAX	029-301-1580
	受付時間	9:00~17:00 (平日)
茨城県社会福祉協議会	所在地	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内
	電話番号	029-241-1133
	FAX	029-241-1434
	受付時間	9:00~17:00 (平日)

9. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 梅行会		
代表者役職・氏名	理事長 木村 定行		
法人所在地・電話番号	茨城県小美玉市竹原405-6 電話番号 0299-47-1526 (代表)		
事業所数等	指定介護老人福祉施設	サンホーム竹原	一カ所
	指定居宅介護支援事業所	サンホーム竹原	一カ所
	指定通所介護事業所	サンホーム竹原	
		せせらぎ荘	二カ所
	指定短期入所生活介護事業所	サンホーム竹原 せせらぎ荘	二カ所

## 重要事項説明同意書

指定居宅介護支援サービスの提供開始に際し、ご契約者（利用者）に対して、契約書及び重要事項説明書に基づいて説明を行いました。

令和 年 月 日

法人名 社会福祉法人 梅行会  
茨城県小美玉市竹原405-6  
理事長 木村 定行 印

事業所名 指定居宅介護支援事業所 サンホーム竹原  
茨城県小美玉市竹原405-6  
管理者 延島 つぶら 印

説明者 職名 介護支援専門員  
氏名 印

私は、契約者及び本書面により、事業者から重要事項の説明を受けました。

契約者 住所  
氏名 印  
続柄

利用者 住所  
氏名 印